

行政の焦点



ご存知ですか？ 平成20年11月から労災保険・通院費の支給基準が変更になりました。

支給される方は

①傷病労働者の住居地または勤務地と同一の市町村内の「診療に適した労災指定医療機関等」へ交通機関を利用して通院（片道2km以上）した場合

支給される要件

傷病の診療に適した労災指定医療機関等へ受診されれば支給されます。

②傷病労働者の住居地または勤務地の隣接する市町村内の「診療に適した労災指定医療機関等」

【通院費】の請求をしますか？

支給される要件

次のアまたはイの要件を満たす場合

ア、傷病労働者の住居

地または勤務地の隣接す

る市町村内に傷病の診療に適した労災指定医療機

関等が存在しないとき。

イ、交通事情等の状況

から隣接する市町村内の傷病の診療に適した労災指定医療機関等への通院の利便性が高いとき。

Q 診療に適した労災指定医療機関等の判断は？

A 原則として医療機関が標榜する診療科目で判断します。ただし、標榜されている診療科目を有する医療機関において

Q 労災保険の指定を受けない病院、柔道整復師などへの通院とは判断しません。

Q 労災保険の指定を受けない病院、柔道整復師などへの通院も対象となりますか？

Q タクシーでの通院も対象となりますか？

A 傷病の状態からタクシーを利用しなければ通院することが著しく困難であると認められる場合は支給されますので監

③傷病労働者の住居地または勤務地の市町村、隣接する市町村以外の医療機関へ交通機関を利用して通院（片道2km以上）した場合

支給される要件

次のアおよびイの要件を満たす場合

ア、傷病労働者の住居地又は勤務地の市町村内、隣接する市町村内に傷病の診療に適した労災医療機関等が存在しないとき。

も適切な診療を実施することができる体制が確保されているかの判断材料を実施できる場合ありますので監督署へお問い合わせください。

経験を有する医師の有無等を考慮し、適切な診療を実施できる場合ありますので監督署へお問い合わせください。

A 労災指定医療機関等に準じて取り扱いますので要件に該当すれば通院費が支給されます。

Q 通院距離が片道2km未満の通院でも支給されますか？

A 傷病の状態からみて交通機関を利用しながら困難であると認められる場合は支給されますので監督署へご相談ください。

Q 春日井市に住居地があり名古屋市に勤務地がある場合に、自宅から

名古屋市の医療機関への通院は「住居地又は勤務地と同一市町村内の医療機関」ですか？

Q 通院の起点が居住地の場合は、勤務地の名古屋市にある医療機関は同一市町村内の医療機関とは判断しません。

A 自家用車での通院も対象となります。支給金額は通院距離1kmに37円を乗じた額となります。

Q タクシーでの通院も対象となりますか？

A 傷病の状態からタクシーを利用しなければ通院することが著しく困難であると認められる場合は支給されますので監

督署へご相談ください。

- よくあるご質問をQ &
-



ダブルスタンダード

Aの形で取り上げさせて
いただきました。

療養期間が長くなられ
ると思ひます。通院費の

た労働者の方には通院費
の支給も大きな援助にな
ると思ひます。通院費の

支給基準に該当されると
思われる方はお気軽に監
督署へご相談ください。



事者の支給決
定率は、46・
8%とほぼ2
人に1人の割
合となつてい
ます。

本来時間外労働は、時
間外労働の限度に関する
基準により1カ月45時間
と決まっている他、限度
時間を超える場合も1年
の半分を超えない回数を
限度に、臨時の業務に限
って1カ月45時間超えを

自動車運転者の労働時
間にについては、労働大臣
告示で平成元年に「自動
車運転者の労働時間等の
改善のための基準」（改
善基準告示）が示され
ました。自動車運転従事
者の代表であるトラック運
転手については、この改
善基準告示で1カ月の拘
束時間を原則293時間
以内、1日の拘束時間を
基本で13時間以内として
います。

特別条項として認めてい
ます。しかしながら、こ

の限度に関する基準にお
いても「自動車の運転の
業務」は、適用除外とし
て限度時間が適用されま
せん。

トラック運転手は、改
善基準告示を守って運転
に従事しますが、1日の
拘束時間が13時間では、
所定労働時間を8時間、
休憩時間を1時間とした
場合に時間外労働時間が
4時間となります。さら
に1カ月の293時間を
1日の13時間で割ると22.
5日が1カ月の所定労働
日数となり、月の時間外
労働時間数は、22・5×
4＝90時間となります。

平成23年6月14日に厚
生労働省が、平成22年度
脳・心臓疾患および精神
障害などの労災補償状況
を取りまとめて公表しま
した。

その中で特に「過労死」

などの脳・心臓疾患に関
する請求件数は802件、
前年度比35件増で4年ぶ
りに増加に転じましたが、
支給決定件数は前年度比
8件減の285件で3年

連続で減少しました。業

種別では、道路貨物運送
業の請求件数108件、平
支給決定件数57件が最多
となりました。さらに職
種別では、自動車運転從
事者の請求件数139件、
支給決定件数65件が最多
となりました。請求件数

うか？

まず脳・心臓疾患の勞
災補償の認定基準は、平
成13年に改定されて、脳・
心臓疾患の発症に影響を
及ぼす業務による明らか
な過重負荷として、労働
時間の評価の目安が示さ
れました。その中で発症

時間の評価の目安が示さ
れました。その中で発症

それでは「自動車の運
転の業務」は、青天井で
時間外労働をさせて良い
のでしょうか？

4時間となります。さ
らに1カ月の293時間を
1日の13時間で割ると22.
5日が1カ月の所定労働
日数となり、月の時間外
労働時間数は、22・5×

一般の労働者は、1ヵ月45時間までを限度としているにもかかわらず、トラック運転手は、その2倍の90時間を限度としていて、改善基準告示を守つて運行管理を行つたとしても、運転手が健康被害を発症しますと認定基準の時間の目安に該当することとなり、自動車運転従事者の支給決定率が高い要因となっています。

さらにトラック運転手の過重労働の問題は、過労死等の支給決定率が高い問題のみに留まりません。本年の2月15日に愛知県内の東名高速道路で渋滞中の車両にトラックが衝突し、行楽帰りの3人が亡くなる痛ましい事故が発生しました。また6月13日には、大阪府内の名神高速道路でトラックの衝突により5人が死傷する事故が発生しました。2月の事故に関して

は、事故原因に運転手の過労運転が背景にあるとされることが多く、それが厳しく追及されるととなります。

改善基準告示第1条第2項には、「労働関係の当事者は、この基準を理窟たとしても過重労働に該当する労働であるにも関わらず、その認識に欠ける運行管理者が改善基準告示を超過する運行を指示し、交通事故が一旦発生すると運転手のみならず多くの方を不幸に

せられる運転手からの情報などを見る限り、この基準の向上に努める事業者の少ないことが大変危惧されるところです。トラック運転者が一般労働者と同様に安心、安全で健康に働ける為には、運送業界に改善基準告示をダブルスタンダードとなる労働時間管理を強く求めたいと思います。

トランク運転手の労働時間は、改善基準告示を守つたとしても過重労働に該当する労働であるにも関わらず、その認識に欠ける運行管理者が改善基準告示を超過する運行を指示し、交通事故が一旦発生すると運転手のみならず多くの方を不幸に

その向上に努めなければならぬ」と規定されていますが、労災補償の状況や多発するトラックの交通事故、さらに日々寄

「2011産業保健フォーラムin愛知」開催のご案内

日時 平成23年10月21日(金)
場所 中区役所ホール
(名古屋市中区栄4-1-8)

内容 (1)開会あいさつ 愛知労働局長
(2)THP推進協議会会長 T H P表彰伝達 愛知工場
(3)講演①「職場のメン

タルヘルス対応事例について」大同特殊鋼株式会社
士 総括産業医・医学博士 斎藤政彦氏
(4)事例発表「THP優良事業場の活動内容紹介」
愛三工業株式会社 「快適職場づくりの活動内容紹介」I H I株式会社 愛知県産業労働部労政担当局
(5)講演②「名古屋市の受動喫煙防止対策について」

対象者 事業主、医師・

味のある方
医療関係者、産業保健・労務・安全衛生スタッフ、その他当フォーラムに興味のある方
定員 300名
参加費 無料(但し、申し込み&愛知労働基準協会受付印のある受講票提出が必要です)
健康部 (6)講演③「名古屋市における自殺の実態について」名古屋市健康福祉局
障害福祉部障害企画課
(7)「メンタルヘルスガイドブックの紹介」愛知県産業労働部労政担当局
労働福祉課
申込方法 所定の参加申込書に所要事項を記載

問い合わせ・申込先
(社)愛知労働基準協会 (☎ 052-221-1440)
の上、FAXでお願いします。

問合せ・申込先
(社)愛知労働基準協会 (☎ 052-221-1440)
期限 10月7日(定員になり次第、締め切らせていただきます。駐車場はありませんので、公共交通機関でお越しください)